

入会金、会費及び分担金規程

(目的)

第1条 この規程は、本会会則第7条及び第8条の規定に基づき、会員が納入すべき入会金、会費及び分担金に関し、必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本会の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 50,000円
- (2) 賛助会員 50,000円

(会費)

第3条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 300,000円
- (2) 賛助会員 50,000円以上

(入会金及び会費の納入)

- 第4条
- 1. 本会に入会するものは、入会と同時に入会金を納入しなければならない。
 - 2. 正会員は、本会の請求に基づき、1年分の会費の4分の1に相当する額を本会の毎事業年度の4半期ごとに納入しなければならない。
 - 3. 賛助会員は、本会の請求に基づき、1年分の会費を本会の毎事業年度の年度初めに納入しなければならない。

(分担金)

第5条 分担金について必要な事項は、その都度、総会の議決を得て定める。

(会費等の返還)

第6条 本会は、会則第9条の規定に基づく会員の退会及び同第10条の規定に基づく会員の除名に際し、既に納入された入会金及び会費を返還しない。

- ① 本規程は平成2年4月20日から実施する。
- ② 本規程は平成3年5月10日から一部改正実施する。
- ③ 本規程は平成9年4月18日から一部改正実施する。
- ④ 本規程は令和5年1月1日から一部改正実施する。
- ⑤ 本規程は令和7年6月1日から一部改正実施する。